

令和7年度 北多摩南部地域保健医療協議会  
生活衛生部会 会議録

【日 時】 令和8年2月27日（金曜日）午後1時31分から午後2時53分まで

【会 場】 多摩府中保健所 5階講堂

【出席委員】 11名（欠席委員 1名）

職 名	氏 名	備 考
三鷹市医師会会長	渡邊 直幸	
府中市薬剤師会会長	中村 徳浩	
元東京都福祉保健局食品医薬品安全担当部長	鈴木 達夫	
公募委員（府中市）	藤間 利明	
府中市立若松小学校長	生井 信太郎	
東京都府中食品衛生協会会長	石川 明男	
東京都狛江調布環境衛生協会会長	安達 和彦	
多摩府中給食施設協議会会長	古泉 明彦	
調布警察署長	筒井 朝彦	代理出席
調布市福祉健康部長 兼食料品価格高騰対策支援給付金担当部長 兼福祉事務所長	八角 千里	代理出席
狛江市福祉保健部長	宗像 秀樹	欠席
多摩府中保健所長	田原 なるみ	

（敬称略）

令和8年2月27日

開会：午後1時31分

【平井生活環境安全課長】 皆様こんにちは。大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから、令和7年度北多摩南部地域保健医療協議会生活衛生部会を開催させていただきます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、多摩府中保健所生活環境安全課長の平井でございます。議事に入るまでの間、進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議は、会場とWebとのハイブリッド開催となっております。途中、通信環境の影響等による不具合等が生じる可能性がございますが、御理解と御協力のほど、よろしくお願いいたします。

また、本会議は原則公開となっております。ホームページにおいて会議傍聴の御案内をいたしました。申込みはございませんでした。会議録及び会議資料は、後日、当所のホームページに掲載いたします。

ここで、御出席の委員の皆様には運営上の御案内がございます。Webで御出席の委員におかれましては、音声聞き取れないなどの不具合が生じましたら、チャットにて御連絡をお願いいたします。また、カメラは常時オン、マイクはミュートにいただき、御発言の際にオン、御発言後はミュートに戻しいただきたいと存じます。

また、御発言をいただく際には、挙手の上、部会長からの指名を受けてから御発言をお願いいたします。会場にお越しの委員におかれましてはその場で挙手を、Web参加の委員におかれましては画面上の挙手ボタンを押していただきますよう、お願いいたします。

続きまして、会議資料の確認をさせていただきます。本日の資料といたしましては、資料1から資料7、そして保健所広報紙の「保健所ねっと」、カラー印刷のものでございます。ございますでしょうか。不足の方、挙手をお願い申し上げます。ありがとうございます。

そのほか、会場には東京都北多摩南部地域保健医療推進プランの冊子を置かせていただいております。こちらは貸出用となっておりますので、会議終了後はそのまま机上に置いていただきますようお願いいたします。

続きまして、多摩府中保健所長の田原より御挨拶させていただきます。

【田原保健所長】 皆様、こんにちは。座ったままで失礼いたします。保健所の田原でございます。

本日は大変お忙しい中、生活衛生部会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。現地にお越しいただいた皆様方にも御礼を申し上げます。

また、日頃より当保健所の事業運営に格別の御支援をいただいておりますこと、この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。

保健所におきましては、昨年度、この協議会委員の皆様にご審議いただき改定されました北多摩南部地域保健医療推進プランに基づき、関係機関の皆様とともに取組を進めているところでございます。本日の会議では、まずこのプランのうち、当部会に関わる項目につきまして、令和6年度の実績を御報告させていただきます。また、来年度は本プラン計画期間の中間年度に当たりますので、委員の皆様には中間評価をお願いすることになりますので、その点につきましてもよろしく願いいたします。

次に、薬事衛生、環境衛生対策、食品衛生対策、保健栄養対策など、当部会に関わります取組について御説明をさせていただきます。また、このプランには新型コロナウイルス感染症対策や、度重なります災害対策を踏まえまして取組を盛り込んだところでございまして、当所としても、昨年度よりこれらの課題に取組を強化しているところでございます。本日、後半で健康危機管理や災害に関わる取組状況を御報告させていただきます。

限られた時間ではございますが、委員の皆様の活発な御意見をお願いいたしまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

本日、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【平井生活環境安全課長】 続きまして、委員の皆様の御紹介でございます。10月の協議会で新しい委員の御紹介をさせていただいておりますので、本日は、お手元の委員名簿を御参照いただければと存じます。本日は、代理出席の方及び御欠席の委員を御紹介させていただきます。

まず、代理出席の方の御紹介でございます。

調布警察署、筒井委員の代理といたしまして、警備課、黒田課長様にWebにて御参加いただいております。

また、調布市、八角委員の代理として、健康推進課、廣瀬課長様にWebにて御参加いただいております。

続きまして、御欠席の委員の御紹介です。

狛江市の宗像委員につきましては欠席との御連絡をいただいております。

保健所の職員につきましては座席表のとおりとなっておりますので、座席表を御参照いただければと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。10月の協議会で鈴木委員が部会長に選任されておりますので、これからは鈴木部会長に進行をお願いしたいと存じます。鈴木部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

【鈴木部会長】 部会長を仰せつかっております鈴木でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入らせていただきます。議事4（1）北多摩南部地域保健医療推進プラン 進行管理について、事務局より説明をお願いします。

【西村統括課長代理（企画調整担当）】 企画調整担当、西村でございます。資料1につきまして御説明をさせていただきます。

10月の協議会でも御案内させていただいたところではございますが、こちらの協議会でこのプランの進行管理を行うこととなっております。まず、会場にお越しの委員の皆様には、お手元にプランの冊子を置かせていただいております。こちらの冊子、134ページ、135ページ、見開きに、こちらのプランで決めました取組、指標を一覧として掲載してございます。

このうち、本日の生活衛生部会で担当します項目をまとめたものが本日の資料1となっております。該当の項目につきまして、各指標に対する進捗を、今年度、保健所として調査を行いましたので、報告をさせていただきたいと存じます。

まず、プランの項目、取組、指標に対しまして、プラン記載のベースライン値というのがプランを策定したときの最新の数値になってございます。大体において令和5年度実績を記載したものが多くなってございます。その右側の進捗状況という赤枠の欄が、今年度調査を行ったものとなっております。

まず、上から御説明を申し上げます。一番上、まず食を通した健康づくりということで、野菜摂取に関する情報提供に取り組む給食施設を増やすという指標がございまして、こちらに対して、62.5%というベースライン値に対しまして、今回の調査結果では56.9%と若干下がっているという形になってございます。いろいろな要素はあるのかなとは思いますが、今回、野菜の高騰を受けて、給食施設様のほうでも野菜を取り入れたメニューの組立てに非常に苦慮したという状況という部分も伺っているところでございます。

続きまして、食品の安全確保ということで、HACCPに沿った衛生管理計画、記録等による自主衛生管理の適正実施施設数を増やすとなっております。こちらにつきましては、マニュアル作成、点検記録実施、いずれにおきましても増えているという状況になってございます。

続いて、生活環境衛生対策について、レジオネラ属菌検出施設数を減らすというものに対しまして、17施設から10施設ということで減っている状況でございます。

続いて、アレルギー疾患対策、アレルギー疾患等に関する情報提供及び普及啓発を充実するという指標に対しまして、今年度の調査結果によりますと、まず保健所としましては、下の1階の展示スペースのほうで花粉調査結果を掲示したり、啓発パンフレットを設置するといった啓発活動を進めているところでございます。また、情報誌による広報と下にございますけれども、本日、皆様にお配りさせていただきました「保健所ねっと」、今年度の第3号になりますけれども、ナッツによるアレルギーを掲載項目として記載させていただいて、市内の各施設にこちらを配布して啓発しているところでございます。また、各市におかれましても、専門員等による相談に取り組むといったような形で取組を広めているところでございます。

最後になります。医薬品等の安全確保及び適正使用ということで、適正に継続的服薬指導を実施している薬局数を増やすということに対しまして、59施設から99施設に増えているという状況でございます。

今回行った調査の結果は以上のとおりとなっております。詳しくは各分野における事業内容ということで、この後の議事でそれぞれの分野ごとに御説明させていただくことになってございます。また、来年度は中間評価の年になりまして、この指標以外の取組についても広く中間評価をしていきたいと考えているところでございます。具体的な評価方法は来年度の協議会で皆様にお示ししたいと考えてございますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

以上です。

**【鈴木部会長】** ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございますでしょうか。それぞれの項目について、後ほどもう少し詳細に担当のほうから御説明があるかと思っておりますので、その際に御質問していただければと思います。

それでは、続きまして議事4(2)、薬事衛生対策について事務局より説明をお願いいた

します。

【河野統括課長代理（薬事指導推進担当）】 薬事指導担当の河野と申します。よろしく  
お願いいたします。

それでは、お手元の資料に沿って御説明差し上げたいと思います。

まず（１）、医薬品の品質・安全性の確保ということで、これは４項目挙げております。  
薬局等における医薬品の適正な調剤や販売、保管管理、服薬指導などについて監視指導を  
実施します。

（２）薬局におけるオンライン服薬指導が適正に実施されることにより、患者が安心・  
安全を実感できるように監視指導を行っております。

（３）偽造医薬品の流通を防ぎ、患者の手に渡ることを防ぐため、薬局及び医薬品販売  
業者に対して医薬品の譲受・譲渡に当たって相手方の住所などの記録事項や相手方の身分  
の確認など、医薬品管理の徹底について監視指導を実施しております。

（４）医薬品の品質・安全性の確保のため、医薬品等を収去して、承認規格試験等を実  
施して確認しております。実際の薬局等施設数と監視指導件数については、令和７年１２  
月末現在の数字がこちらに上がっております。御参考にしていただければと思います。

次のページに移ります。

２、かかりつけ薬剤師・薬局の育成ということで、（１）今年度の薬事講習会は、多摩地  
区７保健所・島しょ保健所共同での動画をオンライン配信する形式で開催しておりました。  
配信期間が令和８年１月１３日から令和８年２月１３日となっております。青梅薬剤セン  
ター薬局の鈴木真吾先生より、「薬薬連携（保険薬局のトレーシングレポート事例と今後の  
展望）」と題して、病院と調剤薬局の連携について御講演いただき、かかりつけ薬局・薬剤  
師の機能強化を図るとともに、地域連携薬局等及び健康サポート薬局等の増加につなげて  
いるところでございます。

（２）管内の健康サポート薬局は、令和７年１２月末現在、２１施設となっております。  
今後とも、患者が行うセルフケアやセルフメディケーションといったものの支援などの健  
康サポート業務について、都民への周知及び事業者への監視指導を行ってまいります。

（３）令和２年に始まった地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の制度や役割等につ  
いて、都民及び事業者へ周知してまいります。

（４）これは当所の重点事項として設けているところでございますが、薬剤師が処方箋  
受付時以外に必要な応じて患者の薬剤の使用状況の把握及び服薬指導を行う継続的なフオ

ローについて実施状況を確認してまいります。

次のページに移ります。

3、薬物乱用防止対策、(1) 薬物乱用防止対策について、東京都薬物乱用防止推進地区協議会とその事務局である市と協働して青少年への普及啓発の充実を図っております。今年度の薬物乱用防止推進地区協議会連絡会及び研修会は、9月に当所講堂において開催しております。そこで薬務課の麻薬対策担当職員からの講義のほか、各地区協議会からの活動状況報告などにより、情報共有を行っております。

(2) 当所の重点事項、若年層を中心として、医薬品のオーバードーズが社会問題化していることもあり、乱用等のおそれのある医薬品の販売を行っている薬局などに対して、乱用防止対策の実施状況の確認、複数個の販売事例の有無及び販売した理由などの状況確認等の監視指導を徹底しております。

以上になります。

**【鈴木部会長】** ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございますでしょうか。

藤間委員、どうぞ。

**【藤間委員】** 公募の藤間と申します。よろしく申し上げます。

3点、細かいんですけども、御質問させていただきます。

まず1点目は、薬事衛生対策の1というところで、(4)に、下に表がありますけれども、ここの業態欄に監視件数と書いてありますが、監視指導件数とは書いていないので、ここは監視件数だけで指導検討は含まれていないのか。それとも、指導件数も含んでいるのかということが1点。

それから2点目は、この監視先をどのように選定しているのか。監視先の選定方法について教えて下さい。

それから3点目は、3ページ目の薬物乱用防止対策について、本保健所の状況は他の保健所と比較して、どういう状況なのか教えていただけますか。

**【鈴木部会長】** 事務局、よろしく申し上げます。

**【河野統括課長代理(薬事指導推進担当)】** それでは、順番にお答えしたいと思います。

まず1番目の医薬品の品質・安全性の確保の(4)の下にある表についてなんですけれども、これは監視件数と書いてありますが、当然、監視した結果、指導する事項がありましたら指導も併せて行っております。なので、監視指導件数と読み替えていただいても間

違いではないかと思っております。指導は含まれると考えていただければと思います。

あと、監視先の選定ですが、これはいろいろございまして、主に更新調査については漏らさずやらせていただいているところですし、あとは、夜間一斉とか、夏に集中的に行うような、先ほども申し上げた重点的に取り組んでいるオーバードーズ、今だと指定乱用防止医薬品という呼び方になっていますが、乱用等のおそれのある医薬品を取り扱っているドラッグストアとか、そういうところには重点的に立入りに行って監視をしているところでございます。

あとは、事故だとか苦情だとか、そういったところで都民の方から情報を得られることもあるんですが、そういったところについては速やかに監視指導を行っております。

最後の3番の薬物乱用防止対策の各保健所、うちの管内以外のところとの比較、現状というところなんですが、多摩地区についてはそれほど差はないかなと考えております。調査を行っても、実際のオーバードーズなどに特化してお話ししてしまいますけれども、オーバードーズの現状、実際、差がそんなにないですね。やはり多摩地区ですと、23区のこととは言いませんが、大きな繁華街を抱えているところに比べれば、乱用実態は全然少ない状況だと思っております。ただ、多摩地区全体でいろんな地区を見ますと、それほどどこでも差はない状況です。そんなところです。

【藤間委員】 どうもありがとうございます。

【鈴木部会長】 よろしいでしょうか。

【藤間委員】 はい。

【鈴木部会長】 ほかに。

府中市薬剤師会の中村委員がWebで御参加されていると思いますが、何か御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

【中村委員】 府中市薬剤師会の中村でございます。各関係団体の皆様には、日頃より大変お世話になっております。

私からは、オーバードーズについてであります。旧来型のオーバードーズはいわゆる快楽型であり、違法薬物が使われていましたので、警察の介入等も容易でありました。これに比して、最近のオーバードーズは快楽よりもつらさやストレスから解放されたいというもので、風邪薬などの市販薬が主に使われています。そして、若年者がほとんどということでもあります。

そして、先ほど御質問ありました薬物乱用防止なんですが、学校薬剤師と小・中・高校

では薬物乱用防止啓蒙活動などは、積極的に定期的に行っているところであります。そして、オーバードーズに対しては薬剤師会として、当初より最重要項目の1つとして掲げております。

各関係団体の皆様とは情報共有を密にして活動をしていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

以上です。

【鈴木部会長】 中村委員、ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして議事4(3)、環境衛生対策について事務局より説明をお願いいたします。

【阿部課長代理(環境衛生推進第二担当)】 環境衛生担当より、資料3について御説明させていただきます。

1の環境衛生関係施設の衛生確保でございますが、都民の日常生活に密接な関係を持つ理容所・美容所、クリーニング所、公衆浴場、旅館業などの施設について関係法令に基づき許可や確認を行うとともに、施設の衛生管理を確保するために立入検査を実施し公衆衛生の向上を図っております。表には、令和7年9月末現在の件数を記載しております。

令和7年7月に管内の営業プールで溺水事故が発生しました。このため、プールシーズン前に例年開催しておりますプール衛生管理を主とした講習会に加え、8月にもプールの安全対策を主とした臨時の講習会を開催し、安全管理体制や監視人の安全教育などについて、各施設における事故防止対策を徹底するよう周知を図りました。

続きまして、2のレジオネラ症対策でございます。レジオネラ症は重篤な肺炎などを発症する、レジオネラ属菌を原因とする感染症です。ろ過機や循環配管を備えた循環式浴槽や加温装置を有する温水プールでは、適切な維持管理が行われない場合、レジオネラ属菌が増殖し、レジオネラ症の感染源となるおそれがあります。

続いて、(1)の環境衛生関係施設における対応として、循環式浴槽等を有する公衆浴場、旅館並びに加温装置を有するプールについて、レジオネラ症対策の指導を行っております。アの立入検査については、集計の関係上、令和7年11月末の数字をお示ししております。公衆浴場は休業中の施設を除く全施設、プールについては24施設の立入検査を実施しています。旅館の2施設は現在休業中です。循環式浴槽等を有する施設に対しては、平成25年度から日常の清掃・消毒等の維持管理状況を確認し、施設の衛生確保を図るため、報

告書の提出を毎月求めております。提出された報告書の内容を審査し、その都度、必要な監視・指導を行っております。

続いて、イの水質検査結果でございます。令和7年11月末の水質検査の結果を右側の表に記載しております。条例によるレジオネラ属菌の水質基準に基づき、件数が100ミリリットル当たり10CFU未満の場合は不検出、10CFU以上の場合は検出として計上しております。環境衛生関係施設等73施設において、180検体のレジオネラ属菌検査を行っております。レジオネラ属菌が10CFU以上検出された施設は、公衆浴場9施設、プール2施設の合計11施設でした。

その後、1月末までに未実施分のプールの立入検査も実施しておりますが、レジオネラ属菌が基準値以上検出された施設はありませんでした。

レジオネラ属菌を検出した施設については、洗浄・消毒を指導し、安全確保のために利用を制限するなど、菌数に応じて対応しております。再検査により菌の不検出を確認するまではフォローアップを行う体制で利用者の安全確保を図っております。

続きまして、(2)社会福祉施設等における対応です。レジオネラ症は、高齢者の方や基礎疾患がある方で感染リスクが高く、重症化するおそれがある疾患です。高齢者などが利用する社会福祉施設や有料老人ホームなどにおいて都が平成23年に策定した衛生管理の指針がございますので、この指針に基づき衛生的な管理方法について助言を行っております。

当保健所の独自の取組としては、毎年自主管理点検票を社会福祉施設等へ送付、回収し、管理状況を確認するとともに、維持管理が適切でない施設やレジオネラ対策の相談があった施設を訪問し、消毒方法や水質検査についての助言をするなど、指針の目的である自主管理による予防対策を推進しています。

また、平成30年8月に厚生労働省告示が改正され、加湿器についても維持管理が追加されたことから、社会福祉施設に対しては循環型浴槽や循環給湯シャワーだけでなく、加湿器の適切な維持管理等についても啓発を行っております。

(3)のレジオネラ症対策講習会について、今年度は循環式浴槽を有する公衆浴場及び旅館並びに加温装置を有するプールの営業者及び管理者を対象に、レジオネラ対策講習会を11月14日に開催しております。レジオネラ症の病態や診断、感染症法上の取扱い、感染事例、また、患者が発生した際に保健所がどのような調査により原因究明を行い、感染症拡大を防止していくというところのステップを紹介することによって、施設内でのレ

ジオネラ症患者を発生させないための管理について講義を行っております。

3の特定建築物の環境衛生確保についてです。延べ床面積3,000平方メートル以上の大規模な建物で、事務所や店舗などの特定用途として利用される施設は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律の特定建築物に該当します。建物を環境衛生上良好な状態に維持するため、空調管理、給水管理について環境衛生管理基準が定められておりますが、これに基づき立入検査を実施しております。

毎年、多摩地区の保健所が合同でビル衛生管理講習会を開催しており、今年は「管理基準に不適があったビルの事例から考える衛生管理」をテーマとして講習を行いました。

最後に、4の水道行政についてです。学校や病院、団地などに設置される規模の大きい貯水槽水道を専用水道といいます。また、マンションなどに設置される受水槽の容量が10立方メートルを超える簡易専用水道、小規模マンションやアパートなどに設置されることが多い小規模貯水槽水道から個人利用の飲用井戸に至るまで、飲用に供する水の衛生及び安全確保を担当しております。

これらの事務は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、平成25年4月より市の事務とされましたが、各市からの要望により、地方自治法に基づく事務委託を受けまして、引き続き都の保健所で業務を実施しております。

また、水道水の水質基準が一部改正されまして、令和8年4月1日から有機フッ素化合物の一種である「PFOS及びPFOA」が水道水質基準に追加され、基準値が合計0.0005ミリグラム／リットル以下となります。そのため、専用水道の設置者が水質検査の頻度などの業務に必要な情報を理解し、水質基準が遵守できるよう動画配信による講習会を開催しております。

環境衛生の分野からの報告は以上です。

**【鈴木部会長】** ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

藤間委員、どうぞ。

**【藤間委員】** 藤間です。1ページ目、環境衛生対策の1、ここにも下部に表があります。この見方ですが、実査監視指導件数がここに書いてありますが、実際に監視指導した施設数ということではどう理解すればよいですか。例えば、興行場については施設数65、実査管理指導件数65と書いてありますが、これは65の施設に行って、1件ずつ指導を

して65件なのか、それとも1つの施設に行って65件指導したのかを知りたいです。そういう意味では、実際の施設数について教えて下さい。

【阿部課長代理（環境衛生推進第二担当）】 御質問ありがとうございます。実査監視指導件数と書いておりますのは、その施設、現場に実際に行った数を1件として上げております。例えば、新規で開設があったときなどは実査という形で、その設備基準が満たされているかということで実査、あとは、既に営業許可などを受けられている施設に行き空気検査をしたり、衛生上の問題がないかということで衛生状態を確認したりというので1件という形で挙げさせてもらっております。

また、旅館業や興行場などについては年2回、基本的には施設を回っておりますので、57施設しかないけれども、監視指導件数はさらにもっと上がっていくような形になっております。

以上です。よろしいでしょうか。

【藤間委員】 ごめんなさい、そういう面では、例えば理容所とか美容所とか、年に2回行っているのは旅館業と……。

【阿部課長代理（環境衛生推進第二担当）】 興行場です。

【藤間委員】 興行場ですか。それ以外については、それぞれ違う施設に行っているという理解でよろしいんですか。

【阿部課長代理（環境衛生推進第二担当）】 理容所、美容所、クリーニングについては、年間60%の割合を目標として監視に行っておりますので、2年に1回ですとか3年に1回ぐらいは行くような形になっております。

【藤間委員】 今の話を聞くと、旅館業と興行場については年に2回行くので、ここはダブルカウント、同じ施設に2回行っているということですか。

【阿部課長代理（環境衛生推進第二担当）】 そうです。

【藤間委員】 それ以外のところはみんな違う施設に行かれたという理解でよろしいんですか。

【阿部課長代理（環境衛生推進第二担当）】 そうですね。公衆浴場なども採水で1回、設備を見に行くのが1回で年2回行ったり、プールも再開の実査と採水で年2回行ったりということがございます。

【鈴木部会長】 よろしいですか。質問を整理すると、施設数があつて、この87というのは、同じ施設に2回行っても、全部で行った回数が87件ということで。

【阿部課長代理（環境衛生推進第二担当）】 現場を訪問した数ですね。

【鈴木部会長】 重複している部分もあるということですね。

【阿部課長代理（環境衛生推進第二担当）】 はい。

【鈴木部会長】 それぞれ、理容所ですとか美容所は60%を目標としているけれども、実際にはなかなかそこまで行けていないということですね。

それから、旅館業なんかは年2回行くことになっているけれども、58件ということで、一部重複もあるし、行けていないところもあるという、そういうことでよろしいですか。いいですか、そこまでは。

【藤間委員】 はい。

【鈴木部会長】 よろしいでしょうか。

私も1つ質問ですが、飲料水ではPFOSのことが大変問題になっていますけれども、専用水道というのは管内に何件ありますか。また、地下水を使っているところがあるんでしょうか。その点だけお聞きしたいと思います。

【阿部課長代理（環境衛生推進第二担当）】 専用水道については、令和5年度の件数が手元にあるんですけども、42施設になっております。

【鈴木部会長】 それは全部、都の水道から水を引っ張っているという。

【阿部課長代理（環境衛生推進第二担当）】 ではなくて、井戸水と併用しているもので、すとか、井戸水単独のもの、あと水道水だけ入っているようなものもあります。

【鈴木部会長】 専用水道の管理者の方々は、PFOSに関して意識はどうなんですか。現状は基準ではないので自主検査になると思うんですけども、検査とかやられている状況なんですか。

【阿部課長代理（環境衛生推進第二担当）】 既に昨年度以前から講習会などを行いまし、て、水質検査の回数等もお知らせをしております。あと、保健所でも今年度、井戸水を使っている専用水道については保健所で検査も行っておりますので、対応は進んでいるかと思えます。

【鈴木部会長】 ありがとうございます。

それから、今日は狛江調布環境衛生協会の安達委員がお見えになっていますけれども、安達委員は理容所ということで。

【安達委員】 はい、理容所です。

【鈴木部会長】 ということで、理容所・美容所の状況について、何か御意見ございま

したら、お知らせしたいことがありましたら、よろしく願いいたします。

【安達委員】 では、現在の状況、狛江調布環境衛生協会の理容部会におきましては、施設経営者の高齢化によりまして、年間おおむね2、3名程度の廃業による脱退者が出ております。

浴場部門につきましては、狛江調布環境衛生協会の加入者の変動は、ここ数年はございません。

現在、狛江調布環境衛生協会の理容部会は49施設、浴場部会は7施設となっております。

環境衛生協会の加入は、各種衛生業務の組合ごとの加入が基本となっております。コロナ禍によりまして、各衛生業種が環境衛生協会から脱退し、加盟業種そのものが減少しているというのが現在の状況となっております。

これが現在の狛江調布環境衛生協会の現状ということになります。

【鈴木部会長】 ありがとうございます。

【安達委員】 続いて、質問させていただいてよろしいでしょうか。

【鈴木部会長】 どうぞ。

【安達委員】 レジオネラ対策の2(2)のところなんですけれども、下段から4行目、また、平成30年8月に、厚生労働省告示「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」が改正され、加湿器の維持管理が追加されたと、このようにあるんですけれども、最近、理容所・美容所では、やはり冬場、加湿器を置くところが非常に多いと思うんですよ。ところが、自主管理点検票のほうにはこういった項目がないんですが、これに対して、今後自主管理点検票にこれを載せることになるのか、もしくは載せないにしても、何か理美容所、加湿器を置くところが多いので、そちらにパンフレット等を配布して注意を促すのか、何かそういった方策はございますか。

【阿部課長代理（環境衛生推進第二担当）】 ありがとうございます。自主点検記録票については、本庁のほうで中身については協議をして決めておりますので、貴重な御意見をいただいたということで、意見をお伝えしたいと思います。

【鈴木部会長】 貴重な御意見、ありがとうございます。

【安達委員】 パンフレット等の送付なんかは、理美容所に対しては何かお考えがありますか。

【阿部課長代理（環境衛生推進第二担当）】 加湿器に対する、例えばタンクの水替えて

すとか、清掃とかについて書いたようなパンフレットについて、こちらのほうでも準備をして、対策などについてもお伝えしていきたいとは思っております。

【安達委員】 どうもありがとうございます。

【鈴木部会長】 ありがとうございました。

それでは、続きまして議事4(4)、食品衛生対策について事務局より説明をお願いいたします。

【栗田統括課長代理(食品衛生推進第一担当)】 食品衛生対策について御説明させていただきます。食品衛生推進第一担当の栗田と申します。

申し訳ないんですが、まず初めに資料の訂正をお願いいたします。会場で配布したのものにはもう既に訂正が入っているのですけれども、事前配布資料を御覧になっていらっしゃる方は2枚目のスライドを御覧ください。病因物質別食中毒発生状況の(2)の表なんですけれども、令和7年、令和6年と分かれており、令和6年、また、東京都全体、多摩府中保健所と分かれておりますけれども、多摩府中保健所の欄の、病因物質別一番上の、ノロウイルスの欄が件数「1」となっておりますが、これが誤りで正しくは「2」、患者数、「80」となっているのは「83」に訂正をお願いいたします。また、合計も変わりました、件数「5」となっているのが正しくは「6」、患者数は「114」となっているものを「117」にお直しいただきますようお願いいたします。

正しい数字、もう一回申し上げます。ノロウイルスの件数は「2」、患者数は「83」、合計は、件数が「6」、患者数が「117」が正しいものとなっております。お手数おかけしまして、大変申し訳ございませんでした。

では、改めまして、食中毒の発生状況からお話しさせていただきます。

昨年、令和7年1年間に東京都内で発生した食中毒は126件、患者数1,270名でした。病因物質別の食中毒発生件数では、ノロウイルスが最も多く43件、続いて、寄生虫のアニサキスが39件、カンピロバクターが26件となっております。なお、令和7年分の数字は速報値として発表されているものですので、今後修正される可能性がございます。この後のスライドに出てくる数字も同様ですので、御承知おきください。

(1)のグラフは東京都内の食中毒発生状況の最近10年間の推移を示しています。新型コロナウイルス感染症が流行した時期は、会食やイベントが控えられたことや手洗いが励行されたことなどの影響で食中毒が減少しましたが、その後増加し、横ばいに近い状況となっております。

次のスライドを御覧ください。

こちらの表は、令和6年、令和7年の東京都全体及び多摩府中保健所管内の食中毒発生病数、患者数を示しています。管内の食中毒発生状況は、令和6年が6件、117名、令和7年が8件、53名となっています。

令和7年の8件を病因物質別に見ますと、カンピロバクターが3件、19名、アニサキスが3件、3名、ノロウイルスが2件、31名となっており、これは1枚目のスライドでお話をしました東京都内での病因物質別の上位3種と一致しております。

次のページを御覧ください。

ここからは令和7年に管内で発生した食中毒事件の概要を説明いたします。件数が多く、時間の関係がありますので、ノロウイルス食中毒、アニサキス食中毒、カンピロバクター食中毒、それぞれ1事例ずつ説明をさせていただきます。

まずはNo. 2、ノロウイルスによる食中毒の欄を御覧ください。2月に発生したノロウイルス食中毒で、患者数は15名です。患者グループの勤務先から、飲食店に注文した海鮮ばらちらし弁当を喫食した職員が嘔吐、下痢等の症状を呈したとの連絡がありました。また、後日、当該飲食店からも海鮮ばらちらし弁当を喫食した別グループでも発症者がいるという連絡がありました。患者調査の結果、共通食はこの弁当のみであり、患者検便からノロウイルスを検出しました。弁当を作った飲食店の調査の結果、従事者に体調不良の者がいたこと、また、手洗い設備に不備があるということが分かりました。

次のページを御覧ください。

続きまして、No. 6、アニサキス食中毒について御説明いたします。4月に発生したアニサキス食中毒です。医療機関から飲食店で魚介類を食べた後、蕁麻疹、腹痛、嘔吐等を呈した患者が受診し、胃からアニサキスを摘出したとの連絡がありました。患者の発症前4日間遡って喫食及び行動を調査した結果、鮮魚介類を喫食したのは当該施設の食事のみであり、患者自身が魚介類を調理することもなかったということが分かりました。

原因となった鮮魚介類は、しめサバ及びカツオを含む刺身盛り合わせ並びにサバずしでしたが、冷凍処理はされていないものでした。

次のページを御覧ください。

最後、No. 8になります。8件目は11月に発生したカンピロバクター食中毒で、患者は8名です。患者から、飲食店を職場の同僚と利用し、コース料理を喫食したところ、複数名が発熱、胃腸炎症状を呈しているとの連絡がありました。患者調査の結果、共通食は当

該会食のみであり、3名の患者検便からカンピロバクターを検出しました。喫食したメニューには、加熱不十分な鶏レバー料理がありました。

次のページを御覧ください。

ここからは事業者に対する監視指導と自主衛生管理について御説明します。

(1)です。監視指導については、計画に基づき、夏期、歳末、市民まつり、フグ取扱者などの一斉監視を実施しています。また、集団給食施設や高齢者・乳幼児等が利用する社会福祉施設等を中心に食中毒の予防に向けた監視指導を実施しています。

令和6年度の監視指導実績は表のとおりとなっております。

(2)の収去検査は、収去した食品の細菌検査及び理化学検査を実施し、食品衛生法の規格基準の遵守状況などの確認を行っています。令和6年度は211品目実施しましたが、違反はありませんでした。

(3)です。現場簡易検査は、学校給食関係施設の拭き取り検査、また、各地域の食品衛生協会の自治指導員による巡回指導時の現場簡易検査の支援等を行っています。令和6年度は4,141件実施し、注意が必要な施設に対しては指導を行いました。

(4)です。HACCPの取組支援では、食品関係団体と協力して作成した資料等を活用して、小規模飲食店を対象にHACCP相談会を開催するなど、HACCPの導入・定着の支援を実施しています。HACCP相談会の令和6年度実績は、20回、197人でした。

次のページ、お願いします。

最後に食品安全に関する普及啓発について説明します。

(1)です。食品事業者に対して、地区別、業種別の食品衛生実務講習会や営業許可切替時講習会を開催し、食中毒対策や食品衛生に関する最新の情報を提供しています。令和6年度の実績は表のとおりです。

(2)です。食品衛生に関する話題や食中毒予防等の都民等に対する普及啓発について、令和6年度は情報紙「食べもの暦」の発行を3回、計5,458部、また、「食品衛生ミニ情報」を2回、計400部、実施したほか、当所のホームページを活用した情報提供も行っています。

また、食品衛生協会などの共同活動として、食品衛生街頭相談を開催しておりますが、令和6年度の実績は3回、450人でした。

以上で食品衛生担当の説明を終わります。

**【鈴木部会長】**      ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございますでしょうか。

石川委員、どうぞ。

**【石川委員】**      食品衛生協会の石川と申します。

ただいまの質問に対してというところちょっと外れるかとは思いますが、食品関係で質問させていただきます。

資料1にアレルギーの対策についてという項目があるんですけども、アレルギーについて質問させていただきます。アレルギーといいましても、いろいろ、様々種類があると思うんですけども、花粉症であるとか、薬剤アレルギー、アトピー性皮膚炎等々ありますが、その中で食物アレルギーについて質問させてください。

このたび、食品表示基準等の改正等が実施されると聞き及んでおります。これについて、現状と改正後についてどのような違いがあるのかを教えていただきたいということ。また、改正に至った経緯、近年の食物アレルギーの発生状況によるものと推察いたしますが、どのような変貌があったのでしょうか。お聞かせください。

さらに、この改正によってどのような効果をもたらすことになるのかという期待をお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

**【鈴木部会長】**      事務局、よろしく願いします。

**【栗田統括課長代理（食品衛生推進第一担当）】**      御質問ありがとうございます。食物アレルギーに関する御質問をいただきましたけれども、ちょうど今日、配付資料の中にある「保健所ねっと」に関係記事がございますので、できればお手元に出していただきたいんですが、「保健所ねっと」令和7年度第3号、タイトルとして「ナッツ類のアレルギー 知っていますか？」というカラーのものなんですが、見つかりましたでしょうか。「ナッツ類のアレルギー 知っていますか？」というタイトルの記事にあるように、近年、ナッツ類の消費が増加しておりまして、それに伴い、ナッツ類を原因とするアレルギーも増加しております。この「保健所ねっと」の記事にも円グラフが載っておりますけれども、これに示されているとおり、令和6年度に消費者庁が公表した調査報告書では、即時型食物アレルギーの原因として、ナッツ類が鶏卵に次いで多いという結果になっております。

加工食品のアレルゲンの表示については食品表示法で定められておるんですけども、加工食品におけるナッツ類のアレルゲン表示の現行のルールがちょうどこの記事の下の部分に載っておりますので、御覧ください。

現状では表示義務のある特定原材料は、ナッツ類ではくるみ1種類で、表示が推奨されている特定原材料に準ずるものは、アーモンド、カシューナッツ、マカダミアナッツの3種類、その他のナッツについては表示ルールがないというのが現在の規定です。

しかし、今後、近年の即時型アレルギーの症例数の増加などを受けて、おっしゃるように食品表示基準の通知が改正される予定となっております。具体的には、今、準ずるものにいるカシューナッツが特定原材料義務表示のほうに移行します。また、今ルールのないピスタチオが、特定原材料に準ずるもの、表示が推奨されるものに移行します。

この改正は今年度中に行われると言われておりますので、3月末までには改正されるかと思うんですけども、実際に改正されますと、この対象のナッツ類にアレルギーをお持ちの方が食品を選択する際に、安心して選択できる機会が増えるというメリットがございます。

食品衛生担当では、この表示ルールの改正について事業者への指導を行うとともに、消費者さん、住民の方へも普及啓発を行っていきたくと考えております。

以上です。

【鈴木部会長】 石川委員、よろしいでしょうか。

【石川委員】 ありがとうございます。

【鈴木部会長】 それでは、最後になりますけれども、保健栄養対策について事務局より御説明をお願いいたします。

【山田統括課長代理（保健栄養推進担当）】 保健栄養推進担当の山田より、保健栄養対策について御説明させていただきます。

資料5を御覧ください。

1の地域における食生活改善普及事業です。本事業は、地域住民が健康的な生活を送ることができるよう、生活習慣の改善に負担感なく取り組める環境を整備し、生活習慣病の発症及び重症化の予防を図ることを目的としております。

事業は2つ、主な取組から構成されております。

1つ目は、北多摩南部圏域栄養・食生活ネットワーク会議の開催です。地域住民への普及啓発及び食環境整備の充実について協議することを目的に、管内6市、関係団体、学識経験者等で構成する委員により実施しております。令和6年度からは、国・都・圏域の各種計画改定を踏まえ、循環器疾患等に関わる医療費が高いことや、若者世代の食生活に課題が見られることを考慮し、若い世代を対象として、健康的な食生活の普及啓発及び食環

境整備の検討、推進を行うとともに、取組の評価を実施しています。

2つ目は、当保健所において令和6年10月から開始した、からだ気くばりメニュー店事業です。本事業は平成26年度から実施してきた野菜メニュー店をリニューアルしたものです。従来の野菜に加え、主食、主菜、副菜をそろえた栄養バランスや、減塩に配慮したメニューを対象としております。

表1は、12月15日現在のからだ気くばりメニュー店の店舗数の、市別、内容別の内訳を書いております。現在61店舗が登録されております。今後も市や食品衛生協会等の協力を得ながら、都民の健康的な食環境の整備を推進してまいります。

次の資料ですが、2、特定給食施設指導、東京都は健康増進法に基づく特定給食施設に加え、東京都特定給食施設等指導要綱に基づき、1回20食以上、または1日50食以上の食事を提供する給食施設を対象として、利用者及びその家族の健康保持増進を目的に、施設の特性に応じた給食管理及び栄養管理が適切に行われるよう、巡回指導や集団指導を実施しています。

表2に、管内の給食施設数、3月31日現在で、その内訳、市別、種類別の内訳を示しております。管内の給食施設は、現在729施設ございます。

次の資料を御覧ください。

昨年度の実績ですが、個別指導が1,205件、そのうち巡回指導が52件、集団指導は15回実施し、合計で508施設を対象としました。下の表が栄養管理講習会の開催状況を示しております。なお、今年度は、保育所等の児童福祉施設を重点施設とし、巡回指導を行い、栄養管理の状況の確認や減塩を推進するために、汁物の塩分測定等を行っております。

次の資料を御覧ください。

3、栄養表示等普及促進事業、本事業は、食品表示法に基づく食品表示基準による栄養成分表示等の保健事項及び健康増進法に基づく誇大表示の禁止等について、表示の適正化及び普及を図ることを目的とし、食品関連事業者に対する指導や啓発を行っています。

食品表示法により、一般用加工食品には栄養成分表示が義務づけられており、消費者が商品を選択する際に栄養成分表示を活用することで、適切な食生活の実践につながる事が期待されています。

主な取組として、食品関連事業者への立入検査や収去検査、講習会の開催、個別相談等を実施しております。また、都民に対しては、栄養成分表示の活用について普及啓発を行

っております。

表5を御覧ください。こちらは昨年度の食品表示等の指導実績を示しております。消費者庁においても、リーフレット、スライド、動画等の普及啓発資料が作成されていることから、これらを活用して、都民への一層の周知と、適切な活用に向けた普及啓発に取り組んでまいります。

最後に4を御覧ください。

4、その他、健康増進法に基づき、国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を把握することを目的として、厚生労働省が指定する地区を対象に、国民健康・栄養調査を毎年実施しております。また、都民の健康づくりに資する人材育成を目的とし、飲食店等で調理業務に関わる調理師等を対象とした健康づくり調理師研修、地域で食生活支援活動を行う栄養士を対象とした地域活動栄養士の育成・支援、管理栄養士養成施設における学生実習指導等にも取り組んでいます。

さらに、「ちゃんとごはん健康に」というポスターの絵がついていると思うんですけど、こちらについては、健康的な食生活の普及を目的とし、今年度作成したものです。普及強化月間を設け、管内の市施設、給食施設、大学、駅、スーパー等において栄養バランス、野菜摂取、減塩に関する掲示を行っております。

以上で説明を終わります。

**【鈴木部会長】** ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございますでしょうか。

**【藤間委員】** 1点、いいですか。

**【鈴木部会長】** 藤間委員、どうぞ。

**【藤間委員】** 2番の特定給食施設等指導ということで、直接ここには関係ないと思いますが、BCP対応（業務継続計画）という意味では、それぞれの施設で他の施設と協力関係を作られているのですか。その点について教えてください。

**【鈴木部会長】** 何か地震だとか、そういった災害が起きたとき。

**【藤間委員】** そうですね。災害とか、それぞれの施設で何か事故があって、給食が作れないといったときの応援体制や人の融通体制などを策定されていますか。例えば、学校なら学校系列でお互いに連携して協定を結んでいるとか。そういう意味のBCPプランみたいものをそれぞれの施設で策定し、非常時のときに備える。この分野ではそういう考え方は、ありますかという質問です。

【山田統括課長代理（保健栄養推進担当）】 毎年6月1日現在で、災害時の対応について、この給食施設についてどういうふうになっているかという形で聞いているんですが、BCPをつくっているかというような聞き方ではなくて、災害時のマニュアルがあるかとか、そういう形で聞いておりますが、病院とか介護老人保健施設とか、老人福祉施設とか、児童福祉施設については、かなりつくられている感じになっております。ただ、その施設ごとで何%とか、そういう形で詳細には把握してない状況になっております。

【鈴木部会長】 古泉委員、何か補足、古泉委員は多摩府中給食施設協議会の会長さんでいらっしゃるということで、その辺り、お話しいただけるものがありましたらよろしくをお願いします。

【古泉委員】 給食施設協議会の古泉です。私自身は今保育園のほうで勤務をしているんですけども、病院のほうとかは分からないんですが、保育園の肌感覚で言うと、1つの法人で複数園を持っているところとか、そういうところは法人内での連携がされているところが多いです。ただ、1法人1施設というところは、ほかのところ、法人を超えての協力関係というのは結べていないというのが現状だと思います。

以上です。

【鈴木部会長】 ありがとうございます。

藤間委員、よろしいでしょうか。

【藤間委員】 はい。

【鈴木部会長】 それでは、議事は以上になります。

次に報告事項に移ります。報告事項1、健康危機管理対策。報告事項2、災害対策について。2件続けて事務局から御説明をお願いします。

【鈴木課長代理（市町村連携担当）】 市町村連携課市町村連携担当の鈴木でございます。私からは、保健所の健康危機対策の1つとして、昨年11月に実施しました新興感染症発生時対応訓練について御報告いたします。

資料6を御覧ください。

今回の訓練は、保健所の健康危機対処計画に基づく訓練として実施しました。実施方法ですが、今年度は図上訓練ということで、事前に参加機関にて検討を行った内容をシナリオに反映しまして、各参加機関がシナリオを読み合う形式といたしました。また、Webと集合形式のハイブリッド方式で実施しました。

今回の図上訓練は、改定された政府行動計画や東京都の行動計画に基づく新興感染症発

生時の初動対応の確認や、保健所や市、地区医師会、医療機関の計画やマニュアルなどに基づく動きの確認や情報共有についての確認を目的といたしました。

また、今回の訓練は、三鷹市をモデルとしまして、三鷹市健康推進課、三鷹市医師会、杏林大学医学部付属病院に御協力をいただきました。

訓練のシナリオですけれども、第1部、第2部というふうに分けて行いまして、第1部のほうでは、COVID-19の2020年の1月から2月の出来事を参考にしまして、海外で新興感染症が発生してから都内で発生するまでの約40日間について、保健所、市、市医師会、主要な医療機関がおのおのどのような動きを行うか、流れを確認するシナリオとして実施いたしました。

第2部では、COVID-19の管内初期事例を参考に、発生時対応について詳細なシナリオといたしました。

当日は、当保健所の健康危機管理対策協議会委員として御就任いただいている関係機関に所属されている方々、計78名の方々に参加や見学をしていただきました。

来年度は、武蔵野赤十字病院様と連携し、武蔵野地区を中心とした訓練を実施する予定としております。

私からは以上です。

【佐藤課長代理（市町村連携担当）】 それでは、続けて市町村連携担当の佐藤より、資料7、災害対策に関わる取組について御報告させていただきます。

まず、1枚目より市町村支援の充実に向けた取組について説明させていただきます。上のほうのオレンジ枠の部分を御覧ください。

今年度は、令和6年度に実施をした各市へのヒアリングや調査結果を踏まえまして、発災後72時間以降の保健活動の具体化を推進することを目的として、6市合同の集合研修を2回企画しました。下のほうの水色の枠部分が研修の概要となっております。

発災直後は、多種多様な情報が入ったり発信したりすることが想定されることから、まずは情報管理を適切に実施できるようにすることを目的として、6月はクロノロジーに関わる研修を行いました。左側の枠の部分です。そして、適切な情報管理があった上で、おおむね発災後72時間以降に保健活動にスムーズに移行できるようになることを目的として、右側の枠の部分、8月の研修では多摩府中保健所内の会議室に避難所の様子を再現しまして、そこを参加者に巡回してもらおうといった研修を実施しました。

2枚目を御覧ください。

2枚目は、それぞれの研修の様子を示したものですので、お時間があるときに御覧いただけただらと思いますが、情報管理の重要性や、また、避難所巡回の具体的なイメージがつかないという好意的な意見を参加者の皆様からいただくことができました。

それでは、続いて3枚目を御覧ください。

6月と8月に行った研修が6市合同の集合研修であったのに対して、今年度は、より各市が抱える課題やニーズに応じた支援を展開できるよう、個別の研修を実施いたしました。

今年度は小金井市さんと三鷹市さんで、それぞれクロノロジーを活用した情報管理に関わる実践演習を行いました。今後とも、各市の皆様との意見交換を踏まえて、このようなそれぞれのニーズに合った支援を展開していきたいと思っております。

それでは、最後に4枚目を御覧ください。

このページは、保健所の所内体制の強化に関わる取組をまとめたページです。まず、上の段の点線枠内の部分ですが、令和6年度の取組を得て、保健所内にも保健師や栄養士さん、衛生監視さん、薬剤師さん等様々な職種があるため、そうした様々な職種間の相互理解や、国や都が進めているシステム化への対応も重要だという意見がありました。そうした意見を踏まえまして、今年度は、保健所内の多職種で避難所巡回のためのチームを編成しまして、管内の市に設置された避難所において、情報収集や健康課題に対する即時対応を検討するといった訓練を行いました。

訓練においては、国が今年度より本格導入した、D24Hという災害に関する様々な情報を一元化して見ることができるシステムも活用して行いました。この訓練を通じて、当然ですが、職種によって知識は異なるため、多職種で巡回したことによって、幅広くかつ深く状況を把握できたという意見がございました。

こうした成果を踏まえまして、今後とも全所体制で災害対策に取り組んでいきたいと考えております。

報告は以上となります。

**【鈴木部会長】** ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問、ございますでしょうか。

Webのほうで三鷹市医師会の渡邊委員が御参加いただいておりますけれども、今年度の訓練では三鷹市を舞台に、医師会様にも御参加いただいたと聞いております。補足や御意見はございますでしょうか。また、医師会様として、災害について様々な取組をなされていると思っております。その点についても御意見ありましたら、お願いいたします。

【渡邊委員】 三鷹市の渡邊でございます。訓練に際しましては、大変保健所の皆様にお世話になりまして、ありがとうございました。各機関が一堂に集まったことで、各機関の考え方や行動の取り方なんかを学ぶことができました。今後の医師会の対応について考え直す、いい機会であったというふうに思っています。また、関係機関が一堂に会したことで、顔の見える関係性ができたことは大変な安心感につながりました。この訓練を企画してくださいました保健所の方に深く感謝しております。

災害対策に関してですけれども、地域の実情がいろいろ異なって、対策の仕方も自治体によっていろいろ異なるかと思いますが、市だけでは完結しないこともなかなかありますので、関係機関や周囲の自治体ともしっかりと連絡を取りながらいろいろ対応を考えて、よりよい災害対策を考えていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

【鈴木部会長】 渡邊委員、ありがとうございました。

また、Webのほうで、調布市の八角委員の代理で廣瀬課長に御参加いただいております。課長、よろしく願いいたします。

【八角委員代理（廣瀬課長）】 ありがとうございます。私どもも保健所の6月、8月の集団研修に参加し、実災害の対応を踏まえたリアルな再現された内容を経験させていただきました。大変参考になりました。ありがとうございました。

調布市のほうは、令和6年度から、医師会はじめ関係機関で防災対策の委員会を立ち上げていただいております。今年度は5回会議を開催し、その会議の中で協議して、緊急医療救護所の訓練ですとか、市の災害医療対策本部の図上訓練などを開催してまいりました。

また、今年度は、東京都の保健医療局で主催されます災害時の要配慮者医療提供部会の会議への参加や、そこから関連して、東京DMAT、関東DMATの訓練などにも、高齢・障害防災部門と一緒に参加をさせていただいております。多摩府中保健所からは、ほぼ全ての取組に御参加をいただき、地元市の支援もいただいております。大変感謝しております。ありがとうございます。

引き続き、関係機関と連携しながら、実践的な災害医療対策、進めてまいりたいと思っております。今後とも御支援をいただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

【鈴木部会長】 廣瀬課長、ありがとうございました。

それでは、全体を通してでも結構ですので、御意見などございますでしょうか。

藤間委員、どうぞ。

【藤間委員】 防災の関係ですが、今、首都直下型地震が30年以内に7割の確率で起きると言われています。去年12月末にマグニチュード7と8の被害想定が公表されました。保健所の防災対策という意味では、ここが防災センターになるんですか。保健所ではどういう体制ですか、ここは免振床ですか。そういう全体像を教えてください。

【鈴木部会長】 事務局のほうで。

【佐藤課長代理（市町村連携担当）】 御質問ありがとうございます。保健所といたしましても、震度6弱以上の地震が発災した際には、速やかに保健所内において、保健所としての災害対策本部を設置するというようにマニュアル上規定されておりまして、実際にそのマニュアルに沿った訓練なども実施しております。

保健所といたしましては、やはり管内の情報の拠点として、保健だったり福祉だったり医療に関わる情報の拠点として、まずは6市の被害状況を収集するといった役割を担うことになっております。

【藤間委員】 それはこの場所なんですか。

【佐藤課長代理（市町村連携担当）】 場所としては、こちらで立ち上げることを想定しています。

【鈴木部会長】 よろしいでしょうか。

【藤間委員】 はい。

【鈴木部会長】 以上をもちまして、本日予定をしておりました全ての議事及び報告事項が終了いたしました。

進行を事務局にお戻しします。

【平井生活環境安全課長】 鈴木部会長、どうもありがとうございました。

本日の内容につきましては、来年度の地域保健医療協議会に報告させていただきます。

来年度の北多摩南部地域保健医療協議会は夏頃を予定してございます。改めまして、年度末に協議会の日程調整を送らせていただきますので、御協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして生活衛生部会を終了いたします。

本日はお忙しい中御参加いただきまして、誠にありがとうございました。

閉会：午後 2 時 5 3 分